

■ 条例で定めようとする内容をわかりやすく示すため、素案段階ではあえて条文の形態を取らず、箇条書きにしている。

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）の素案

（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）

（前文）

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、障害者が社会の一員として必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援を受けることにより、あらゆる分野の活動に参加し、健全な生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに多様な意思疎通手段が十分に確保された環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

1 目的

- この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に関し、施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の

じつげん し もくてき
実現に資することを目的とする。

○ そのために、この^{じょうれい つぎ じこう さだ}条例で次の事項を定める。

- ・ ^{しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら えんかつ い し そつう そくしん かん きほんりねん}障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の促進に関する基本理念
- ・ ^{けん せきむ しまち けんみん い し そつう しえんしゃ かんけいだんたいおよ じ ぎょうしゃ やくわり}県の責務や市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割
- ・ ^{けん しさく きほん じこう}県の施策の基本となる事項

2 ていぎ 定義

○ ^{しょうがいしゃ しょうがいしゃきほんほう きてい しょうがいしゃ}障害者 障害者基本法に規定する障害者

○ ^{い し そつう しゅだん げんご しゅわげんごおよ もじげんご ふく もじ ひょうじ てんじ しょくしゅわ てが}意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む）、文字の表示、点字、触手話、手書

^{もじ ゆびてんじ かくだいもじ ひつだん ようやくひつき だいひつ だいどく おんせいしゅつりよくそうち しせんじゅうりよくそうち}き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、

^{へいひ ことば ろうどく とう つか ひょうじ ひと じゅんじょだ せつめい}平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、

^{ちよくせつてき かんけつ ことば かつようとう たしょうがいしゃ い し そつう ほか}直接的で簡潔な言葉、チェックリストの活用等その他障害者が意思疎通を図るための

^{しょうがい とくせい おう しゅだん}障害の特性に応じた手段

○ ^{い し そつう しえんしゃ しょうがいしゃ た もの い し そつう しえん おこな もの}意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者

3 きほんりねん 基本理念

○ ^{しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら い し そつう かか しさく けんみん じんかく こせい}障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民がその人格と個性
^{そんちよう そうごりかい ふか ぜんてい つぎ かか じこう むね おこな}を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならぬ。

・ ^{しょうがいしゃ ひと ひつよう じょうほう じゅうぶん しゅとく およ りよう すいしん}障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進すること。

・ ^{しょうがいしゃ しょうがい とくせい おう い し そつう しゅだん しょう えんかつ い し そつう ほか}障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を図ることができ
^{すいしん}きるよう推進すること。

・ ^{しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら えんかつ い し そつう かか しえん けん しまち けんみん}障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る支援は、県、市町、県民、

しょうがいしゃ いしそつうしえんしゃ かんけいだんたいおよ じぎょうしゃ てきせつ やくわりぶんだん きょうどう
障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、
いりょう かいご ほけん ふくし きょういく ろうどう こうつう でんきつうしん ほうそう ぶんかげいじゆつ
医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、
レクリエーション、しほうてつづき た しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな
司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営む
ために必要な分野において、すすむること。

4 県の責務

- 県は、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の
そくしん かか きほんてき そうごうてき しさく さくてい じっし
促進に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

5 市町の役割

- 市町は障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を実施する。

6 県民の役割

- 障害の有無にかかわらず、県民はこの条例の基本理念の実現に努める。
- 障害者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施
する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援に係る施策に協力すると
ともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。

7 意思疎通支援者及び関係団体の役割

- 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、次のことに努める。
 - ほか いしそつうしえんしゃおよ かんけいだんたい そうご れんけい しょうがい とくせい おう たよう じょうほう
他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な情報の
しゅとくおよ りょうなら いしそつうしゅだん けんみん りかい そくしん
取得及び利用並びに意思疎通手段についての県民への理解の促進
 - けん じっし しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しさく きょうりょく
県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力
し、しょうがいしゃ いしそつう せつきょくてき しえん
障害者の意思疎通を積極的に支援

8 事業者の役割

○ 事業者は、

- ・ 障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な配慮を行う。
- ・ 県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努める。

9 推進体制

- 県は、この条例制定後の施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

10 計画及び施策の策定・推進

- 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の促進に係る施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。

11 意思疎通支援者の人材確保、養成等

- 県は、基本理念（第3条第2項）に掲げる障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。

12 啓発及び学ぶ機会^{けいはつおよ まな きかい かくほ}の確保

- 県は、あらゆる障害^{しょうがい}特性^{とくせい}に応じた多様な^{たよう}情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}方法^{ほうほう}並びに意思疎通^{いしそつう}手段^{しゅだん}があることについて県民^{けんみん}の関心^{かんしん}及び理解^{りかい}を深めることができるよう、これらの啓発^{けいはつおよ}及び学ぶ機会^{まな}の確保^{きかい}に必要な取組^{かくほ}を行う^{ひつよう とりくみ おこな}。

13 県政^{けんせい}の情報^{じょうほう}の発信^{はつしん}等

- 県は、あらゆる障害^{しょうがい}特性^{とくせい}に応じた意思疎通^{いしそつう}手段^{しゅだん}による情報^{じょうほう}発信^{はつしん}ができるよう、必要な措置^{ひつよう}を講ずる^{そち こう}。

14 災害時^{さいがいじとう}等の情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}並びに円滑^{えんかつ}な意思疎通^{いしそつう}の確保^{かくほ}

- 県は、過去^{けん}に発生^{かこ}した災害^{はつせい}の教訓^{さいがい}及び障害者^{きょうくんとおよ}を取り巻く防災課題^{しょうがいしゃ と ま ぼうさい かだい}を踏まえ、災害^ふその他^{さいがい}非常^たの事態^{ひじょう}において、障害者^{じたい}が障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じて情報^おを取得^{じょうほう}し、及び利用^{しゅとく}し、並びに^{およ りよう なら}円滑^{えんかつ}に意思疎通^{いしそつう}を図^{はか}ることができるよう、必要な措置^{ひつよう}を講ずる^{そち こう}。

15 情報通信^{じょうほうつうしん}機器^き等の利用^き方法^きの習得^{しゅうとく}等

- 県は、障害者^{けん}や意思疎通支援者^{しょうがいしゃ いしそつうしえんしゃ}が、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}に応じた情報^おの取得^{じょうほう}及び利用^{しゅとく}並びに円滑^{りようなら えんかつ}な意思疎通^{いしそつう}に資する情報通信機器^{じょうほうつうしんき}その他の機器^き及び情報通信技術^きを活用^たした役務^{ききおよ}の利用^{じょうほうつうしんぎじゆつ}方法^{かつよう}を習得^{えきむ}することができるよう、講習会^{りよう}の実施^{ほうほう}、相談^{しゅうとく}への対応^{こうしゅうかい}その他の必要な取組^{じっし}を行う^{そうだん}。

16 県^{けん}と市町^{しまち}の連携^{れんけい}

- 県は、市町^{けん}がその地域^{しまち}の実情^{ちいき}に応じて、この条例^{じつじょう}の趣旨^{おう}に合致^{じょうれい}した施策^{しゅし}を実施^{がっち}することができるよう、市町^{しまち}との緊密^{しゅし}な連携^{しさく}を図るとともに、市町^{じっし}に対して情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}、技術^{ぎじゆつ}的な助言^{たひつよう}その他必要な支援^{しえん}を行う^{おこな}。

17 学校教育の分野における環境の整備

- 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

18 職場における環境の整備

- 県は、障害者が勤務する、又は勤務を予定する事業者に対し、その障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

19 財政上の措置

- 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。